

佐賀県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十二月二十一日から平成二十三年一月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前 の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字坂田字二本 杉一・二・九番一地先から	前	三四・〇	五一・〇
	杵島郡白石町大字坂田字二本 杉一・二・二〇番一地先まで	後	三七・二	五一・〇